

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年4月1日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第4号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規程

新潟市民病院における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第5号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。